

# 米国のペストコントロール・ライセンスにさらに高いハードル設定か? - Stronger standard for restricted pesticide operators -

環境生物コンサルティング・ラボ 平尾 素一

## 1. プロ用の殺虫剤使用ライセンス

### —Applicator license

米国では有害生物を駆除する薬剤をPesticideと呼んでいる。翻訳する人はしばしばこの単語を「農薬」と訳してしまうため、日本でPCOが使用する医薬部外品、医薬品もすべて農薬と翻訳され、まるで室内で農薬を使用しているような印象を読む人に与えてしまうことがある。Pesticideに相当するうまい日本語の表現がないので、以下英語のまま使用した。

米国では、ゴキブリ駆除も庭の毛虫駆除も農作物の駆除も同じ薬剤が使用される。ラベルに用途と対象害虫ごとの使用濃度が示されているのでそれに従って使用すればよいことになっている。それらを管轄しているのがEPA（環境省）である。この雑誌で岩本さんがいつも提唱されている一元管理で、日本のように薬機法(旧薬事法)、農薬取締法とで別々に取り締まることはない。

Pesticideをその対象とする有害生物によって分類すると、殺虫剤(Insecticide)、殺菌剤(Fungicide)、除草剤(Herbicide)、殺線虫剤(Nematicide)、殺ダニ(Acaricide)、殺鼠剤(Rodenticide)などに分類される。もう一つその毒性や環境に与える影響の程度により、General Use PesticideとRestricted Use Pesticide (RUP:使用制限つきPesticide)に分けられている。

General Useのものは一般の人が購入したり、使用したり、販売できるもので、使用に際し、ライセンス(Applicator License)は不要である。

一方RUPは、使用に際しライセンスが必要となる(Certified Applicator License)。州によっては更にState-Limited Use (SLU)を定めているところもある。

RUPは、現在米国で1,300ほど登録され、全Pesticideの5%を占めている。ラベルには必ずRestricted Useと示されている。したがって米国のPCOが使用する薬剤はほとんどがRUPであり、その使用に際してライセンスが必要となる。ライセンス習得の方法はEPAが規則40CFR Part 171で、RUPの使用或いは監督(Supervise)に必要な最低限の資格習得のための基準を定めている。各州ではこれをもとにライセンス習得の方法を具体的に定めている。EPAは各州で決めた基準、教育プログラム(Pesticide Safety Education Program)が適正かどうか、適正に運用されているかどうかを監督することになっている。

このライセンスにはさらに2種類あり、個人で行うPrivate Applicator Licenseと、会社組織で行うCommercial Applicator Licenseがある。後者の場合、多くの州では、一般害虫、シロアリ、ガスくん蒸の3つに分けてライセンスを発行している。

EPAはPrivate Applicatorに対し(多くは農

# 米国のペストコントロール・ライセンスにさらに高いハードル設定か？

業・林業・緑地管理従事者)

- ・その害虫がどんな被害を及ぼすか
- ・その防除法(農作物の場合は耕作習慣と関連した防除法)
- ・適切な保管、使用、取扱い、Pesticideやその容器の廃棄
- ・法的な責任
- ・Pesticideのラベルの内容を理解できるか
- ・ラベルの注意に従った処理方法で処理できるか
- ・一般的な害虫を正しく判定し、それを防除できるか
- ・Pesticide処理により症状が出た場合の判断と正しい処置ができるか

これらが理解されているかどうかを試す方法として

- ・筆記試験あるいは口頭試験にパスをする
  - ・トレーニングコースに出席する
  - ・EPAが承認したその他の方法による
- などをパスした人に対して資格が与えられる。

Commercial Applicatorに対し、

- ・主に使用するPesticideの使用法とその安全性
- ・少なくとも1つのカテゴリー(一般害虫、シロアリ、くん蒸)の防除法
- ・ラベルを読み、理解できる
- ・Pesticideの危険性を理解し、安全施工、応急処置、個人防御の手段、緊急時の対処
- ・環境中のPesticideの挙動、害虫の同定とその防除管理法、製剤についての知識、器具の正しい使い方とそのテクニック
- ・法律と規制

等をApplicatorには要求し、それを筆記試験、実技で判定している。

このRUPを使用する人は、日本でいうPCO

の人達だけではなく、農業も林業も含めた広い分野の人々が含まれる。米国ではPest controlの分野を以下の10に分けている。

- 1) Agricultural pest control (農業害虫のペストコントロール)
- 2) Forest pest control (森林害虫のペストコントロール)
- 3) Ornamental and turf pest control (庭木、芝生のペストコントロール)
- 4) Seed-treatment (種子に対する薬剤処理)
- 5) Aquatic pest control (水域でのペストコントロール)
- 6) Right-of-way pest control (道路、線路、水路等でのペストコントロール)
- 7) Industrial, institutional, structural and health related pest control (工場、営業施設、健康福祉施設でのペストコントロール)
- 8) Public health pest control (公衆のための媒介昆虫等のペストコントロール)
- 9) Regulatory pest control (指導的な立場にある人が教育の場で示すペストコントロール)
- 10) Demonstration and research pest control (展示場や売り場で使用法を説明する場合や研究のためのペストコントロール)

我々の仕事は、7の分野に相当するが、8の分野も最近では増加している。EPAはそれぞれの分野で使用する薬剤によりペストコントロール・ライセンスを要求している。

これらの試験とその後のライセンス保持者の管理を行う部局は州によって異なるが、多くは州の農務局が担当している。いまこのPrivateとCommercial Applicator に対しさらに高度な内容が要求されるようになった。

## 2. Applicatorライセンス保持者にEPAは更に厳しい基準を設定か?

2015年8月5日にEPAは、RUPを使用する2種のApplicator License保持者に対し、安全確保のためより厳しい基準を設定すると発表した。現在、このライセンスを持っている人は全米で100万人いるとされている。

主な提案を示すと、

- 1) RUPを安全に使用するため、Private Applicatorに対してもCommercial ApplicatorやAgricultural Pest ControlのApplicatorと同じくらいの厳しい基準を設定する
- 2) 土壌燻蒸や一般燻蒸、空間処理を行うPrivate ApplicatorとCommercial Applicatorにはさらに厳しいライセンス基準を設定する。現在のPrivate Applicatorには対象カテゴリーがなく、すべてを取り扱える。Commercial Applicatorでもカテゴリーの追加承認に際しいろいろ抜け道のある州もあるようで、その辺を厳しくする
- 3) EPAの連邦法では定めがなかったが、PrivateもCommercial Applicatorも3年ごと

の再講習を必要とする

- 4) 州によっては文字を理解できない人(英語がわからない)人でもRUPのApplicatorを習得できたが、これをなくす
- 5) Worker Protection Standardsの下で、ApplicatorライセンスなしでRUPを取り扱える人がいるが、これにもSafety Trainingの履修を義務付ける
- 6) RUPを取り扱えるApplicatorはすべて18才以上とする。
- 7) Applicator認証試験及び再講習には害虫同定を義務付ける
- 8) ディラーは、RUPの販売記録を取る等が提案され、2015年11月23日までにパブリックコメントを受け付けている。

この提案により急性中毒者が年間800人減少し、8,050万ドル(約97億円)の利益になるという。それを実施する経費は4,720万ドル(約57億円)と試算している。米国で法案や規制改正の折には、このような実施による効果、経済効果が数字で示されるのは大変興味があるところである。

